

案

大阪市重度障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（資格） 第3条 重度障害者医療費（次条の規定により助成するものをいう。以下「障害者医療費」という。）の助成を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する重度障害者で、国民健康保険法の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は医療保険各法の被保険者（健康保険法（大正11年法律第70号）の日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 〔(1)～(6) 略〕 (7) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）</u>又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）（以下これらを「扶養親族等」という。）がない者で、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、	（資格） 第3条 〔同左〕 〔(1)～(6) 同左〕 (7) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）</u>がない者で、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、<u>4,794,000円</u>を超えるもの

4,918,000円を超えるもの

- (8) 扶養親族等がある者で、前年の所得が4,918,000円に当該扶養親族等(扶養親族(30歳以上70歳未満の者に限る。))にあつては、同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(以下「控除対象扶養親族」という。)に限る。)1人につき380,000円(当該扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。))又は同項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。))又は同項第34号の3に規定する特定扶養親族であるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額を超えるもの

[2～9 略]

(医療機関の確認)

第8条 医療費助成対象者が大阪府内に所在する医療機関において医療を受けるときは、医療証の提示、電子資格確認その他市長が定める方法により、当該医療を受ける者が医療費助成対象者であることについて、当該医療機関の確認を受けなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の「電子資格確認」とは、医療費助成対象者が、本市に対し、個人番号カード

- (8) 扶養親族等がある者で、前年の所得が4,794,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。))又は同項第34号の4に規定する老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。))又は同項第34号の3に規定する特定扶養親族であるときは、当該控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき630,000円とする。)を加算した額を超えるもの

[2～9 同左]

(医療証の提示)

第8条 障害者医療費の助成を受けようとする医療費助成対象者は、大阪府内に所在する医療機関において医療を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

[新設]

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の市長が定める方法により、第6条第1項の市長の認定の情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、本市から回答を受けて当該情報を医療を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療費助成対象者であることの確認を受けることをいう。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市重度障害者医療費助成規則第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。